

発委第1号

東浦町議会委員会条例の一部改正について

東浦町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年3月22日提出

提出者	東浦町議会議員	向山恭憲
	東浦町議会議員	三浦雄二
	東浦町議会議員	鏡味昭史
	東浦町議会議員	水野久子
	東浦町議会議員	米村佳代子
賛成者	東浦町議会議員	間瀬元明
	東浦町議会議員	前田明弘
	東浦町議会議員	間瀬宗則
	東浦町議会議員	秋葉富士子
	東浦町議会議員	山田眞悟
	東浦町議会議員	田崎守人
	東浦町議会議員	長屋知里
	東浦町議会議員	小松原英治
	東浦町議会議員	杉下久仁子
	東浦町議会議員	大川晃

東浦町議会委員会条例の一部を改正する条例

東浦町議会委員会条例（昭和46年東浦町条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後			改正前		
（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）			（常任委員会の名称、委員の定数及びその所管）		
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。			第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次の表のとおりとする。		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会の項及び文教厚生委員会の項 略			総務委員会の項及び文教厚生委員会の項 略		
経済建設委員会	5人	生活経済部、建設部及び都市整備部の所管に属する事項	経済建設委員会	5人	生活経済部及び建設部の所管に属する事項